

千代田区空手道連盟規約

第一章 総則

「名称」

第1条 本連盟は、千代田区空手道連盟（省略：千空連）と称する。
英文では Chiyodaku Karate-Do Federation と表示しCKFと省略することができる。

「事務所」

第2条 本連盟の事務所は、千代田区内神田 2-1-8 区立スポーツセンター内に置く。

第二章 目的及び事業

「目的」

第3条 本連盟は、空手道の普及発展及び、区内外関係者相互の親睦を図り会員の体位向上と健全な精神の高揚に資することを目的とする。

「事業」

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 本連盟加盟団体の統括と相互の協調と融和
- (2) 体育関係諸団体との提携
- (3) 千代田区が実施する体育向上に関する諸施策に対する協力
- (4) 空手道に関する調査研究
- (5) 空手道大会及び各種講習会の開催
- (6) 空手道の級位・段位審査会の開催
- (7) その他本連盟の目的を達成するために必要と認められる事業

第三章 組織

「組織」

第5条 本連盟は、「目的及び事業」に賛同する千代田区内在住者、在学者、勤労者及び理事会で承認された団体(以下、「加盟者」という。)をもって組織する。

「加盟」

第6条 本連盟に加盟しようとする者は、加盟申込書に必要事項を記入して申し込むこととする。
2. 申し込みがあった場合は、以下の事項を満たした上で、常任理事会の審査を経た後、理事会の決議を得なければならない。

- (1) 加盟されている2団体から連帯保証人になってもらうこと。
- (2) 他の地域で訴訟・被訴訟等問題を起こしていないこと。
- (3) 加盟団体及び個人会員は、同一人物が他の区郡市（東京都及び県連）で理事、役員になっていないこと。

「退会」

第7条 加盟者が本連盟を退会しようとするときは、退会届にその理由を添えて会長に申し出たうえで、常任理事会の審査を経た後、理事会の決議を得なければならない。

「除名」

第8条 加盟者が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該加盟者を除名することができる。

- (1) 本規約、又は上部団体等の規則に違反したとき。
- (2) 当連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

「加盟者の資格喪失」

第9条 前2条の場合の他、加盟者は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 役員全員（該当役員を除く。）が同意したとき。
- (3) 当該加盟者が死亡したとき、または解散したとき
- (4) 当該加盟者が第6条第2項第2号及び第3号に該当することとなったとき。

第四章 理事会（総会）

「構成」

第10条 理事会はすべての役員をもって構成する。

2 役員は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事及び理事とする。

「権限」

第11条 理事会は次の事項について決議する。

- (1) 加盟者の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 連盟規約の改定
- (4) 連盟の解散及び残余財産の処分
- (5) 事業計画及び収支予算
- (6) その他理事会で決議しなければならない重要事項

第五章 役員

「役員及び名誉役員、その他」

第12条 本連盟に次の役員とその他を置く。

1 役員

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 理事 各団体より1名

2. 事務局等

- (7) 事務局長 1名（理事が兼任出来る）
- (8) 会計監事 2名（理事が兼任出来る）

3. 名誉役員

- (1) 名誉会長
- (2) 最高顧問、顧問、相談役
- (3) 名誉役員は常任理事会の審議を経て理事会で選任する。

4. 本連盟の事務、会計を処理するため、事務局、会計担当を置く。

- (1) 事務局に次の担当を置く。
 - ① 事務局次長
 - ② 事務局員
- (2) 担当の任免は会長が行う。

「役員及びその他の職務」

第13条 役員及びその他の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表して業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。会長不在の場合は代理する。
- (3) 理事長は、常任理事会を代表して現場を統括する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐する。理事長不在の場合は代理する。
- (5) 事務局長は、事務を掌理してその執行にあたる。

- (6) 事務局次長は、事務局長を補佐する。事務局長不在の場合は代理する。
- (7) 常任理事、理事は会務を分掌する。
- (8) 常任理事は、理事会の議事に関する基本方針並びに業務の執行・管理運営方針の事前審議にあたる。
- (9) 会計監事は会計を監査する。会計以外が兼務する事ができる。
- (10) 名誉役員は、重要事項について会長及び常任理事の諮問に応ずるほか、必要に応じて会長または常任理事、理事に意見を述べる事ができるが、議決権は有しない。

「役員を選任及び任期」

第14条 役員を選任方法は、次の通りとする。

- (1) 会長・副会長・事務局長・会計監事は常任理事会で推薦し理事会において選任する。
- (2) 理事長・副理事長は理事の中から常任理事会で推薦し理事会において選任する。
- (3) 理事は加盟団体から推薦する者を1名選出できる。
 - ① 新規加盟団体については1年後の理事会で1名理事を推薦できる。
 - ② 個人会員については理事の職務が与えられない。
- (4) 常任理事は理事の中から2団体以上の理事から推薦され、常任理事会で検討され、理事会にて選任した上で若干名置くことができる。

第15条 役員任期は2年とする。但し再任を防げない。

「除名・解任」

第16条 役員は、以下の事項に該当する場合、理事会の決議において除名・解任することができる。

- (1) 盟者が本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に反する行為があったとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (3) 理事会に特別な理由がない限り3回欠席した場合。
- (4) その他除名・解任すべき正当な事由があるとき。

第六章 報酬

「資格審査員と補助員及び理事その他の報酬」

第17条 資格審査員と補助員及び理事その他には報酬を支払うことができる。報酬の額については、別に定める

2. 資格審査員及び補助員

(公財) 全日本空手道連盟公認資格審査員及び補助員

3. その他

- (1) 連盟内に関する事業への協力作業（昇段審査会、昇級審査会の賞状発行作業など）
- (2) 上部団体の会合に参加する事業

第七章 資産及び会計

「会費・財産・会計」

第18条 本連盟の経費は、下記の収入をもって支弁する。

2. 年会費

- (1) 団体会員（二万円）、新規は加入金（一万円）
- (2) 個人会員（二千元）、新規は加入金（三千元）
3. 寄付金及び補助金、その他の収入

第19条 本連盟の加盟団体及び個人会員は、毎年理事会において定める会費を年度初めにまでに納めなければならない。

2. 本連盟は、理事会の議決を経て加入金を課することができる。

第20条 財産目録記載の財産

第21条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2. 会計は会計年度終了後に監査を受け、常任理事会の審議を得て理事会で承認を得なければならない。

第八章 会議等

「会議・招集・議事録」

第22条 本連盟は役員をもって構成し審議を決定する。

1. 理事会

(1) 理事会は会長が招集して開催する。

(2) 理事会の議長は会長が務める。会長が不在の場合には副会長または理事長がこれにあたる。

(3) 会長または常任理事会が必要と認めた時は、臨時に総会を開催する事ができる。

(4) 事務局長、事務局次長、事務局、会計は議事録作成や事務処理として参加できる。

(5) 役員を招集するときは、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール等）をもって5日前までに通知しなければならない。

① 自然災害やその他緊急時はこの限りではない。

2. 常任理事会

(1) 常任理事会は理事長が招集して開催する。

(2) 常任理事会の議長は理事長が務める。理事長が不在の場合には副理事長がこれにあたる。

(3) 常任理事会は理事長、副理事長、常任理事で構成し常時業務を処理する。

(4) 会長・副会長及び会計監事は会議に出席し意見を述べる事ができる。

(5) 事務局長、事務局次長、事務局、会計は議事録作成や事務処理として参加できる。

(6) 常任理事を収集するときは、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面又は電磁方法（電子メール等）をもって3日前までに通知しなければならない。

① 自然災害やその他緊急時はこの限りではない。

3. 議事録

会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 役員の総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法（電子メール等）による表決者又は委任者・代理出席者がある場合はその数を付記すること。）

(2) 会議の決議があった日時とその事項の内容、その他案件事項等

(3) 議事録の作成に係る職務を作った者の氏名

「定足数」

第23条 理事会及び常任理事会は、構成員の半数以上の出席（代理出席、委任状、電磁的記録（電子メール等））をもって開催する。

「決議」

第24条 理事会及び常任理事会の決議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。

1. やむ得ない理由により出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的記録（電子メール等）をもって表決し、代理出席、委任状で表決を委任することができる。

第九章 その他

「細 則」

第25条 本規約施行上必要な細則は、理事会に諮りこれを定める。

「改 正」

第26条 本規約の改正は、理事会の3分の2以上の承認を要する。

「附 則」

この規約は、昭和46年4月1日より実施する。

この改定は、平成26年4月1日より実施する。

この改定は、平成27年4月1日より実施する。

この改定は、令和元年7月1日より実施する。

この改定は、令和2年4月1日より実施する。

この改定は、令和4年1月1日より実施する。